

新潟市障がい者施策審議会の委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市障がい者施策審議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

(公募委員定数)

第2条 公募委員の定数は、2人以内とする。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 市内に在住する者で、20歳以上の者
- (2) 本市が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (3) 年4回程度の平日、日中の会議に出席可能な者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、電話番号、生年月日、職業を記載したものに作文を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選考するための「新潟市障がい者施策審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を、公募の都度、設置する。

2 選考委員会の委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 新潟市社会福祉審議会の委員の中から市長が選任した者
- (2) 障がい福祉課長及びこころの健康センター所長の職にある者

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の合議により行う。

附 則

この要領は、平成20年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。